

会議記録（要旨）

会議名称	第2回富田林市児童福祉審議会
開催日時	平成30年2月8日（木）19:00～20:00
開催場所	市役所3階 庁議室
出席委員	恒川委員、野村委員、大仲委員、北谷委員、藤原委員
欠席委員	なし
事務局出席者	子育て福祉部：青木部長、寺元次長 子育て福祉部こども未来室：辻野課長、佐藤副主任
傍聴者数	0名
公開の可否	公開
議題	1. 開会 2. 会議の成立について 3. 議事・・・家庭的保育事業の認可について 4. 部長あいさつ 5. 閉会

1. 開会

2. 会議の成立について

— 委員5名中5名が出席しているため、会議が成立していることを確認 —

3. 議事・・・家庭的保育事業の認可について

○委員長

資料1について、説明をお願いします。

●事務局

— 第1回目の資料6からK o t o n aの現況に変更があった部分を以下のとおり説明 —

項目	変更前	変更後
3. 保育を行う専用の部屋	1階 36.0㎡	1階 38.7㎡
3. 調理設備及び便所	調理室1階 5.4㎡ 便所1階 1.3㎡	調理室1階 5.4㎡ 便所1階 2.8㎡

○委員長

面積に若干変更があったようだが、いずれもプラス方向の変更であるため、認可の可否に関わるものではないが、変更の理由を事務局から説明をお願いします。

●事務局

備品の配置場所を見直したためである。

○委員長

資料1について、人員・施設・設備の基準的な面で何か疑問点はあるか。

また、事務局から見て、特に注目すべきポイントはがあれば説明いただきたい。

●事務局

保育室側のカウンターの天板の下を収納スペースとして活用するが、そのままでは危険なので、腰板と同じ素材の合板をカウンターの面に合わせるようにはめ込み、大人の手でしか開けられないような構造にしている。引戸ではない。

また、下足箱の位置がカウンターの前に図示されているが、実際は、カウンター下のスペースに埋め込まれることになる。

○委員

医務室から保育室まで声は届くのか。

医務室で体調の良くない子どもを保育するのか。職員の休憩室として使うのか。

●事務局

声は届く。

用途は状況に応じて使い分けることになるかと聞いている。

○委員長

運用面については次の資料2で確認させていただきたいと思う。

資料1について、他に意見がなければ、人員・建物・設備面で基準を満たしているということを確認してよいか。

○各委員

異議なし。

○委員長

それでは人員・建物・設備面で基準を満たしていることとする。

続いて、前回の審議会が出た運用面での意見に対する回答について、資料2の説明をお願いします。

●事務局

— 資料2のとおり説明 —

○委員長

資料2について、何か意見はあるか。

○委員

インターホンを押したとき、対応するのはどの場所なのか。

●事務局

受話器やモニターはなく、外側からボタンを押せば、チャイムが鳴るような簡易なものである。
チャイムが鳴れば目視で確認して、自動ドアを開錠する。
自動ドアのスイッチは保育室にある。

○委員長

自動ドアの外側からボタンを押しても開かないように設定することはできないのか。外から開ける必要はないと思う。

●事務局

外側のボタンを取り外せば可能と思うが、事業がスタートして運用していく中で判断していただくことになると思う。

○委員

私も外側から開ける必要はないと思う。
調理場前の補助柵も付けてほしいと思う。

○委員

サービススペースのフロアとトイレのフロアに段差があるのか。
おしりはどこで拭くのか。

●事務局

1段下がっている。
通常の大人用の便器なので、おまるや補助便座を使用する。
おしりは、トイレを出たところで拭くと思われる。

●事務局

実際に運営がスタートすると、ここで意見が挙げられなかった事象も発生すると思うので、定期的に巡回して、その都度、不具合がないか確認させていただく。

○委員

汚れた衣類について、下の衣類とそれ以外の衣類は分けてほしい。

●事務局

事業者に伝えさせていただく。

○委員

連携施設の寺池台保育園まで、徒歩と散歩車だと遠くてたいへんなので、金剛保育園の園庭開放も積極的に利用してほしいと思う。

●事務局

金剛保育園もその体制である。

○委員長

ここで出た意見を事務局から事業者に伝えていただきたいということで議論を終えたいと思うがよろしいか。

○各委員
異議なし。

○委員長
それでは、資料3の説明を事務局から願います。

●事務局
— 資料3のとおり説明 —

○委員長
資料3の文言について何か意見はあるか。

○各委員
異議なし。

○委員長
それでは、家庭的保育事業「K o t o n a (ことな)」を認可して支障ないものと認めることとする。
付帯意見について、修正することもできるがいかがか。

○各委員
異議なし。

○委員長
答申書は、原案のとおりとする。

— 委員長から市に答申書を提出 —

○委員長
本日の案件は以上である。
他に意見がなければ会議を終了する。

4. 部長あいさつ

5. 閉会